

第百九号議案

東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

第一条 東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十四条」に改め、「第三章 罰則（第二十条―第二十二条）」を削る。

第一条中「条例は」の下に「、健康増進法（平成十四年法律第三百号。以下「法」という。）第六章及び健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第七条に定めるもののほか」を加える。

第二条各号を次のように改める。

一 削除

二 喫煙 法第二十五条の四第二号に規定する喫煙をいう。

三 受動喫煙 法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。

四 特定施設 法第二十五条の四第四号に規定する特定施設をいう。

五 特定屋外喫煙場所 法第二十五条の四第五号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。

第三条第三項中「及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）」を「（敷地を含む。以下同じ。）を管理する者」に改める。

第六条中「及び旅客運送事業自動車等の管理権原者」を「を管理する者」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条 削除

(管理権原者の責務)

第九条 多数の者が利用する施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（特定施設及び喫煙目的施設（多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として東京都規則（以下「規則」という。）で定める要件を満たすものをいう。）を除く。）の管理権原者は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- 一 当該施設の屋内又は内部の場所における喫煙をすることができる場所の有無
- 二 その他規則で定める事項

2 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びにこれらに準ずる施設として規則で定めるものの管理権原者は、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。

第十条の見出し中「特定施設等の管理権原者等」を「管理権原者」に改め、同条中「特定施設等の管理権原者等」を「前条第二項の管理権原者」に、「当該特定施設等」を「同項に規定する施設」に改める。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条 削除

第十三条から第十七条までを削る。

第十八条中第二項から第五項までを削り、同条を第十三条とする。

第十九条第一項中「次に掲げる」を「法第二十五条の十一第一項各号に規定する」に改め、「第九条第六項及び」及び各号を削り、同条第二項中「特定施設等」を「特定施設」に、「前項各号に掲げる」を「法第二十五条の十一第一項各号に規定する」に、「同項各号に掲げる」を「当該同項各号に規定する」に改め、同条第三項を削り、同条を第十四条とする。第三章を削る。

附則第一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第二条（第四号及び第五号に限る。）、「第八条から第十二条まで及び第十四条の規定 令和元年九月一日までの間に
おいて規則で定める日

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条から第七条までを削り、附則第八条を附則第三条とする。

第二条 東京都受動喫煙防止条例の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 受動喫煙を防止するための措置（第八条―第十四条）」を

「第二章 受動喫煙を防止するための措置（第八条―第十四条）」

第三章 罰則（第十五条―第十七条）

第一条中「第六章及び」の下に「第九章並びに」を加え、「附則第七条」を「附則第五条第一項、第六条及び第七条」に

改める。

第二条第一号を削り、同条第二号中「第二十五条の四第二号」を「第二十八条第二号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十五条の四第三号」を「第二十八条第三号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十五条の四第四号」を「第二十八条第四号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 旅客運送事業自動車等 法第二十八条第八号に規定する旅客運送事業自動車等をいう。

第二条第五号中「第二十五条の四第五号」を「第二十八条第十三号」に改め、同条に次の一号を加える。

六 都指定特定飲食提供施設 改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設のうち、当該既存特定飲食提供施設で業務に従事する従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）がいないものをいう。

第三条第三項中「を管理する者」を「の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）」に改める。

第六条中「を管理する者」を「の管理権原者」に改める。

第八条を次のように改める。

（既存特定飲食提供施設における喫煙の禁止等）

第八条 何人も、正当な理由がなくて、改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設（都指定特定飲食提供施設を除く。以下単に「既存特定飲食提供施設」という。）においては、当該既存特定飲食提供施設の法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室及び改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室以外の屋内の場所（改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第二十九条第一項第二号に規定する喫煙禁止場所を除く。以下「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命ずることができ
る。

第九条の見出し中「管理権原者」を「管理権原者等」に改め、同条中第二項を第四項とし、同条第一項中「多数の者が利用する施設のうち、飲食店」を「法第二十八条第六号に規定する第二種施設のうち、飲食店」に、「特定施設及び喫煙目的施設（多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として東京都規則（以下「規則」という。）で定める要件を満たすものをいう。）」を「法第三十三条第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項に規定する喫煙

可能室設置施設標識又は改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識が掲示されている施設」に改め、同項第一号中「場所における」を「場所に」に、「の有無」を「がない旨」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

既存特定飲食提供施設の管理権原者等（管理権原者及び施設の管理者をいう。以下同じ。）は、当該既存特定飲食提供施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 都指定特定飲食提供施設における改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第四項に規定する喫煙可能室設置施設の管理権原者は、都指定特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものを備え、これを保存しなければならない。

第十条の見出し中「管理権原者」を「管理権原者等」に改め、同条中「前条第二項」を「前条第一項の管理権原者等及び同条第二項から第四項まで」に、「同項」を「同条各項」に改める。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（既存特定飲食提供施設の管理権原者等に対する勧告、命令等）

第十一条 知事は、既存特定飲食提供施設の管理権原者等が第九条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた既存特定飲食提供施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（立入検査等）

第十二条 知事は、この章の規定（第九条第四項を除く。）の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十三条中「第一種施設の場所に第一種施設」を「第九条第四項に規定する施設の場所に同項に規定する施設」に、「第一種施設」を「同項に規定する施設」に改める。

第十四条中「第二十五条の十一第一項各号」を「第四十条第一項各号」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 罰則

（罰則）

第十五条 第十一条第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第十六条 第八条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。

一 第九条第二項の規定による書類を備え付けず、又は保存しなかった者

二 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
附則第二条を次のように改める。

（指定たばこの適用除外）

第二条 改正法附則第三条第一項に規定する指定たばこについては、当分の間、第八条第二項の規定は適用しない。

第三条 東京都受動喫煙防止条例の一部を次のように改正する。

第一条中「」附則第五条第一項、第六条及び第七条を「。以下「改正法」という。」附則第二条から第七条までに改める。

第三条第三項中「含む。以下同じ。」の下に「及び旅客運送事業自動車等」を、「（施設」の下に「又は旅客運送事業自動車等」を加える。

第六条中「施設」の下に「及び旅客運送事業自動車等」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中第一条、第三条第三項及び第六条の改正規定 令和元年七月一日
- 二 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第三条の規定 令和二年四月一日

（提案理由）

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。